

一般社団法人日本医学教育評価機構評価手数料に関する規則

第1条 この規則は、一般社団法人日本医学教育評価機構（以下、「機構」という。）が実施する医学教育プログラムに関する評価手数料について定める。

第2条 本評価に関する評価手数料は、評価申請1件当たり次のとおりとする。

（1）1巡目の評価受審を申請する場合 3,850,000 円（消費税別）

（2）2巡目以降の評価受審を申請する場合 3,440,000 円（消費税別）

2 期限付認定に関する評価手数料は、評価申請1件あたり 500,000 円（消費税別）とする。

第3条 評価手数料は、指定の期日までに納入しなければならない。

第4条 納入された評価手数料は原則として返還しない。

第5条 この規則の改廃は、理事会において実施する。

附 則

この規則は、平成 27 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 11 月 18 日から施行する。